平成２３年（フ）第２０９７号
埼玉県志木市中宗岡４丁目６番23号　ＳＴハウス２号棟201号、旧住所埼玉県新座市大和田１丁目19番26号
債務者　田邉　君隆
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
埼玉県戸田市大字新曽905番地　細井コーポ208号室
債務者　大石　博臣
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
埼玉県蓮田市西城３丁目72番地２
債務者　小野千寿子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘５棟606号
債務者　静　　忠道
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１７号
名古屋市千種区今池南28番11号　朝日荘８号
債務者　菅原　　好
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３号
北海道紋別市本町６丁目２番９号
債務者　鈴木　利幸
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第１９９４号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―1103号
債務者　松田　忠男
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９４号
埼玉県川口市大字安行領根岸3018番地
債務者　江波戸キクヱ
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
さいたま市大宮区三橋１丁目1256番地
債務者　及川　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
埼玉県久喜市鷲宮５丁目27番８号
債務者　嶋野　　博（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
埼玉県久喜市鷲宮５丁目27番８号
債務者　嶋野　恭子（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
さいたま市見沼区大字小深作355番地１　県営大宮小深作はるさと団地２―304
債務者　渡邉　麻子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
埼玉県鴻巣市中井63番地
債務者　新井　一成
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
さいたま市桜区大字白鍬105番地１　ゴッドマンション202
債務者　上塘　真司
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
さいたま市桜区田島２丁目５番６―305号
債務者　松本　啓子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目１番10号　サンハイツアサカ101
債務者　高山　直也
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　浦和第２寮210
債務者　田丸　智也
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
さいたま市見沼区大字蓮沼832番地　ドゥ・アパートカワ206号室、旧住所埼玉県春日部市米島903番地15
債務者　白井　勝美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係